

「円滑な工事推進と品質確保の取り組み」説明会でいただいたご質問とその回答

日 時：平成30年3月22日（木）14：30～16：00

場 所：ミツヤ虎ノ門ビル 2階大ホール（港区虎ノ門1-22-14）

〈説明内容〉

1. 受発注者間の円滑な協議を目的とした取り組み
2. 円滑な工事契約に向けた取り組み
3. 仕様書等の改定および工事現場での施工効率化の取り組み
4. 工事現場での安全向上のための取り組み

〈ご質問とその回答〉

1. 受発注者間の円滑な協議を目的とした取り組み

ご質問はありませんでした。

2. 円滑な工事契約制度に向けた取り組み

Q2-1. 競争入札後価格交渉方式（見積審査タイプ）への移行条件は？

A. 移行については社内で一定の条件を定めておりますが、公表はしていません。

Q2-2. 競争参加要請方式（簡易提案・見積審査タイプ）の競争参加要請者はどのように選定するのか？

A. 当社の有資格業者であり、工事に対する技術的適正、不誠実な行為の有無等を確認し、選定しております。

Q2-3. 「技術提案価格交渉方式（複数者交渉Bタイプ）」における価格評価点の算出式は、低入札を促すことにならないのか？

A. 技術提案価格交渉方式（複数者交渉Bタイプ）は、見積金額の妥当性を確認し価格交渉を行うため、当該算出式を採用しても低入札にならないと考えております。

Q2-4. 設計変更の価格交渉において、当初契約にない新規工種が発生した場合、積算比率（当初契約額／当初設計額）がかかるのか？

A. 技術提案価格交渉方式、技術提案交渉方式及び競争参加要請方式では、類似工種に積算比率を考慮して契約変更増減基準額を算定していますが、新規工種の場合は積算比率を考慮せず契約変更増減基準額を算定します。また、一般競争入札及び施工能力確認方式では、新規工種及び類似工種とも落札率を考慮して契約変更増減基準額を算定します。

Q2-5. 設計変更における新規工種と類似工種の区分を公表して欲しい。

A. 新規工種と類似工種の区分については、改めて公表します。

Q2-6. 設計変更の予定価格を開示して欲しい。

A. 現時点において、開示する予定はありません。

3. 仕様書等の改定および工事現場での施工効率化の取り組み

Q3-1. 変更施工計画書と作業計画書は内容が重複しており、変更施工計画書は多くの労力をかけて作業計画書から内容を抜粋して作成している。変更施工計画書を作成する必要はあるのか？

A. 工事共通仕様書では、H29.2に実施した改訂において、変更施工計画書への作業計画書の差し込みについて定めており、変更施工計画書に提出した作業計画書を差し込むことを認めています。一方、その運用については別添の通り定めておりますのでご確認をお願いします。今後、更なる書類削減に取り組んでまいります。

Q3-2. 「工場製作を伴う構造物補修工事の監理技術者等の途中交代」において、工場製作期間の終わりまで配置する監理技術者は専任が必要か？

A. 配置する監理技術者は専任です。

Q3-3. 「工場製作を伴う構造物補修工事の監理技術者等の途中交代」において、塗装、足場の解体、片付け等についても、監理技術者を交代できるように条件緩和をお願いしたい。

A. 塗装、足場の解体、片付け等は監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省制定）にある監理技術者の途中交代の要件に該当しません。

Q3-4. 国交省では、ウェブカメラ等の ICT 機器を用いた検査立会等の省力等の生産性向上の取り組みをしている。首都高での導入予定はあるか？

A. ウェブカメラ等の ICT 機器を用いた生産性向上の可能性については、当社でも検討しているところです。ICT 機器を用いた検査への提案がありましたら、当社技術部技術企画課へ提案願います。また、契約済み工事の中で、ICT 機器等を用いた検査がありましたら工事事務所にご相談願います。

Q3-5. 同一のコンクリート製造工場、材料、強度、配合のレディーミクストコンクリートを複数の会社が使用する場合であっても、各社毎に毎年度コンクリートの試験練りを求められている。複数の会社が同一のコンクリート製造工場を使う場合、一社が試験練りを行っていれば、他社はその試験練り結果を報告することで試験練りを省略できないか？

A. レディーミクストコンクリートの試験練りは土木材料共通仕様書にその頻度が「工事着手前及びその後 1 年経過ごとに普通コンクリートは 1 回」と定められています。また、土木工事共通仕様書に「他工区で既に使用している場合及び引続き当社に納入される場合は、その試験結果を提出することによって試験を省略することができる」とあります。よって、同じ工場、材料、強度、配合のコンクリートの試験練りを複数の社が使う場合には、一社が試験練りを行っていれば、その試験結果を提出することによって試験練りを省略することができますので工事事務所にご相談願います。

4. 工事現場での安全向上のための取り組み

ご質問はありませんでした。

5. 説明会後のメールでの問い合わせ

Q5-1. 施工実態調査を行う工事では、出来形の確定のために必要な設計変更が施工実態調査後となり、出来形部分検査をするまでに時間を要しているのが困っております。

A. 施工実態調査を行う工事では、施工実態調査の結果を反映する必要があります。施工実態調査完了後、速やかに設計変更を行いますのでご協力をお願いします。

Q5-2. 今後、経営事項審査（経審）を技術評価点の評価項目として採用する予定はありますか？

A. 経営事項審査について、技術評価点の評価項目としての採用する予定はありません。

Q5-3. 塗装工事の素地調整時には、不浸透性の防護服を着用して作業を行うことを義務づけています。その場合、気温が高くなる時期には、作業員が熱中症になる可能性が高くなります。施工方法（防護服の着用）を見直すことは考えられないでしょうか？

A. 有害物質が含まれる塗膜除去時には防護服の着用を義務付けています。一方、有機溶剤を扱う現場での静電気対策の観点から帯電防止機能を有する服装を求めています。目的に応じた、より安全な施工方法となるよう、防護服の着用については検討していきたいと考えております。

Q5-4. 特別な状況下における熱中症対策に係る費用は、安全対策費として率の他に別途計上すべきと考えますがいかがでしょうか？

A. 熱中症対策費は必要と認められるものについて、共通仮設費に計上することができますので、工事事務所の担当者と協議願います。

Q5-5. 首都高の工事は他の公共工事（国土交通省等）と比べ、書類の量が非常に多く、現場代理人等への負担が大きい。一方、国では働き方改革の動きもあるが、首都高ではどのように考えているか？

A. 首都高の工事は他の公共工事（国土交通省等）と比べ、書類の量が非常に多いことは当社でも認識しております。このため、情報共有システム等の電子化のみならず、立会時に用いる書類や立会回数等について見直してまいります。

首都高に提出・納品する変更施工計画書での「変更施工計画書への作業計画書の差替え」の取り扱い(補足)

工事共通仕様書(平成 29 年 2 月)において、首都高に提出・納品する施工計画書での作業計画書を変更施工計画書に差替える(差込む)ことによる書類削減を行った(表-1)。今回、作業計画書を変更施工計画書に差替える(差込む)にあたって、整理の流れを取りまとめた(表-2)。これを参考に、首都高に提出・納品する変更施工計画書では「変更施工計画書に作業計画書を差込んで」いただき、「変更施工計画書」は土木工事共通仕様書に掲げられている事項を満足するよう整理いただきたい。

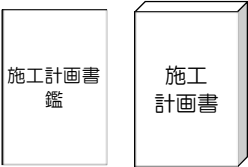

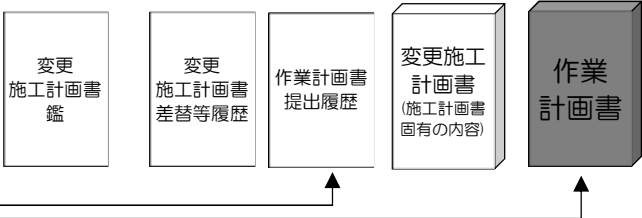
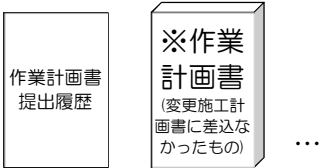
表-1 土木工事共通仕様書改訂前後での作業計画書・変更施工計画書の書類削減のイメージ

	作業計画書	変更施工計画書	備考
整理のイメージ H29.2 改訂前	<p>作業計画書 ...</p>	<p>変更施工計画書鑑 変更施工計画書 (初回提出を差替え) (作業計画書で提出したものを編集して差替)</p>	<p>作業計画書で提出したものの再編集(そのまま?)し差替え ∴内容の重複</p>
整理のイメージ H29.2 改訂後	<p>・提出履歴を整理し、変更施工計画書にそのまま差込</p> <p>「変更施工計画書」にそのまま差込</p> <p>※「変更施工計画書」に差込む必要がない「作業計画書」があれば提出履歴とともに整理</p>	<p>・工事共通仕様書に掲げられている事項を満足するよう整理</p>	<p>作業計画書を施工計画書に差込可 ∴内容の重複の排除&工事共通仕様書に掲げられている事項を満足</p>
工事共通仕様書の H29.2 改訂後	<p>1. 4. 6 作業計画書 1 受注者は、設計図書に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。 (略) 3 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に作業計画書を差替えること。</p> <p>※アンダーライン：H29.2 改訂で追加</p>	<p>1. 4. 3 施工計画書 1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。(略) 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差替えること。併せて、作業計画書に差替えたことがわかるよう整理すること。</p>	

(参考) よくある誤解

	作業計画書	変更施工計画書	問題点
よくある誤解	<p>作業計画書 作業計画書</p> <p>作業計画書が「変更施工計画書」に差込まれていない ∴「変更施工計画書」が工事共通仕様書に掲げられている事項を満</p>	<p>・土木工事共通仕様書に掲げられている事項を満足していない</p>	<p>土木工事共通仕様書に掲げられている事項を満足していない</p>

表-2 作業計画書・変更施工計画書の整理の流れ

時期	作業計画書	変更施工計画書	備考
<p>工事着手前</p>	<p>-</p>	<p>・工事着手前に提出</p> 	
<p>(作業計画書を提出する工種) 作業着手前</p>	<p>・当該作業着手前に提出 ・「提出」、「変更施工計画書に差込」したことを作業計画書提出履歴に整理 ・提出した作業計画書・整理した提出履歴を変更施工計画書にそのまま差込</p>  <p>※「作業計画書提出履歴」の提出は求めているものの、受注者にて適宜整理を行う ※「変更施工計画書」に差込む必要がない「作業計画書」があれば今まで通り整理</p>	<p>・当該工事着手前に差込</p>  <p>※整理した「作業計画書提出履歴」、および、作業計画書を差込んだことを整理した「変更施工計画書差替等履歴」を綴じ込み</p>	
<p>工事検査・しゅん功時</p>	 <p>※「変更施工計画書」に差込む必要がない「作業計画書」があれば提出履歴とともに整理</p>	<p>・土木工事共通仕様書に掲げられている事項を満足するよう整理</p> 